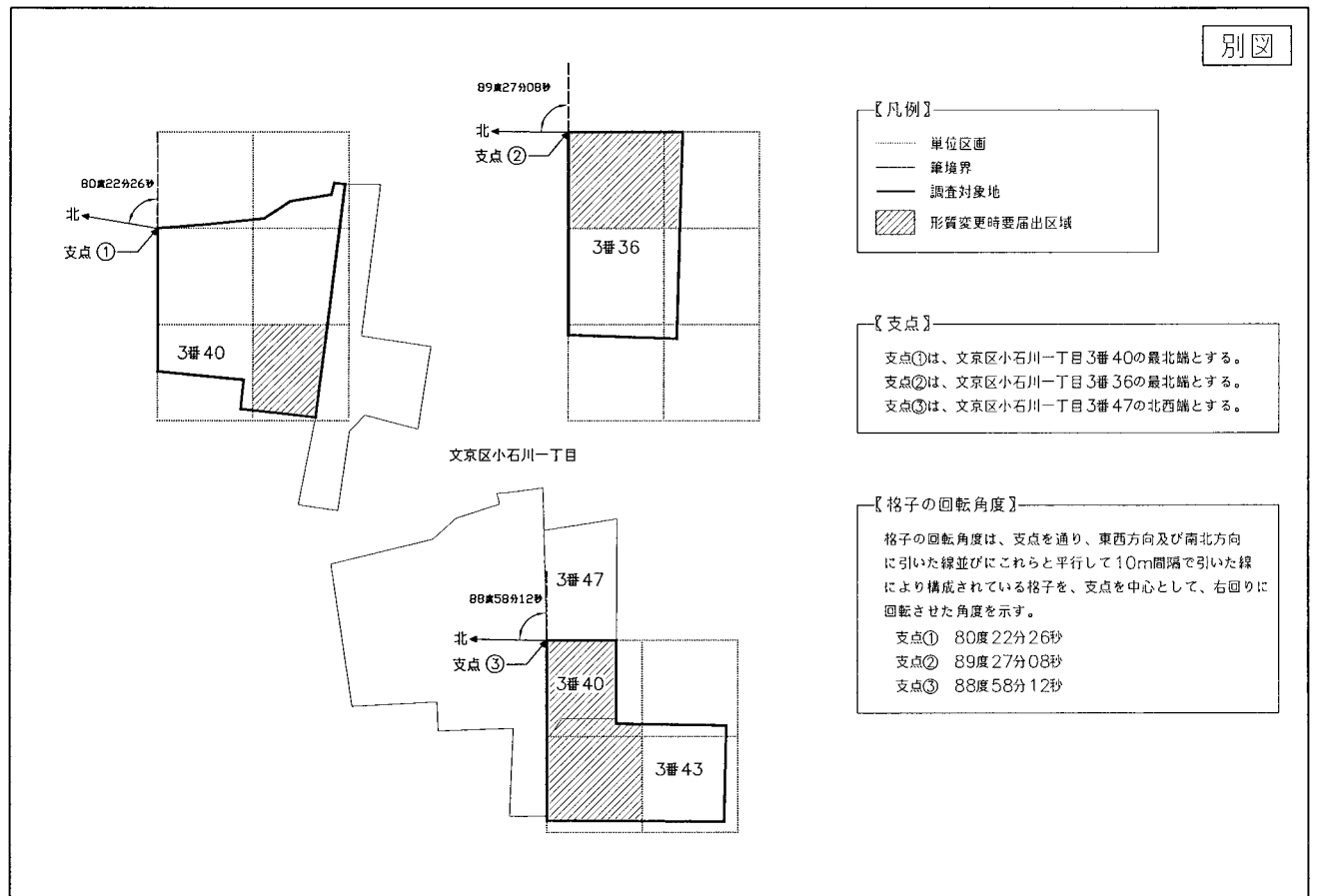


別図



公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七
 条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が
 効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法
 施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二
 百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公
 告する。

平成二十八年六月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

二 代表者の氏名

奥田 碩

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番九号

四 失効の理由

認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と
 の合併が特定非営利活動促進法第六十三條第一項の認定
 を経ずにその効力を生じたため

五 失効年月日

平成二十八年四月一日

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効に
 ついて

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一
 條の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効

力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年六月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人日本国籍華人同携会

二 代表者の氏名

立川 雅章

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区北新宿四丁目四番十六ー六〇一号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮

認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十八年四月十七日

一 名称

特定非営利活動法人ゆぎの里

二 代表者の氏名

上田 紘治

三 主たる事務所の所在地

東京都八王子市下柚木六百五番地の九

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮

認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十八年四月十八日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

昭島市緑町一丁目三千五百五十二番一、同番一地先、同番四及び三千五百五十四番九
昭島市宮沢町二丁目一番一
株式会社大栄ハウジング
代表取締役 大野 勝巳

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供

する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体に

あつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年六月十四日から四月以内に東京都産

業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十八年六月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名

フロム中武

二 店舗所在地

立川市曙町二丁目十一番二号

三 設置者名

中武ビルディング株式会社

四 設置者住所

立川市曙町二丁目十一番二号

五 変更を行う小売業者の氏名又は名称

株式会社マルエツほか一名

六 変更前の閉店時刻

午後八時以前

七 変更後の閉店時刻

翌午前一時ほか

八 変更日

平成二十八年五月二十六日

九 届出日

平成二十八年五月二十五日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一 縦覧期間

平成二十八年六月十四日から同年十月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

精神医学研究所労働組合執行委員長諸永政廣から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年六月三日にあつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のと

おり公表する。

平成二十八年六月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

夏季一時金の大幅獲得等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年六月十五日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

精神医学研究所附属東京武蔵野病院 板橋区小茂根四

丁目十一番十一号

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

